

日本国新憲法（案）

日本国民は、大日本帝国と日本国の活動を反省し、日本国の新しい美しい品格のある理念を以下のように定める。健康平和な国家規範の確立である。この日本国新憲法条文は、日本国民が唱和したい教科書の核である。新憲法は未来をめざす真剣さである。親が子に語りたいたやさしさである。

日本国は、人間社会が健康生活と平和社会という理想のもとに統一される未来の可能性を尊重する。未来の美しい地球表面の可能性を尊重する。その未来へ向う過渡期において、日本国は国家間の均衡という仮の平和を仲介する前向きな外交を遂行し、健康平和信用を確立する。とくに先進国と後進国の均衡を仲介する。日本国は世界の相互武力縮小を仲介する武力縮小の仲介国家である。

日本国は、日本民族の健康平和信用の象徴として、天皇家の伝統を活し、日本民族ないし人間社会の祖先を追慕する祖先追慕道を、家元の中の家元として奨励する。すなわち特定技能継承家族権力を奨励する。

第1条 「儀礼大統領」 日本国大統領は日本国の健康平和信用を高める各種儀式を主催する。あるいは、他国家ないし諸団体が主催する儀式に参加し日本国の健康平和信用を高める。日本国外交の核である。現実論としての礼楽である。

日本国大統領は、日本国内閣総理大臣が指名し、国民投票により信任される。

第2条 「健康平和軍備」 日本国の健康平和信用を高めるといふ理念のもとに必要最小限の軍備をする。

そのため、日本民族の武道伝統を活し国民に現実論としての武道・警備・軍備を教育する。それは現実論としての精神安定法の教育入門とする。自分個人の体外を感覚し冥想して体内を感覚し冥想する。日本国の統治領域外を認識して統治領域内を認識する。

第3条 「保育」 日本民族の未来および諸民族調和という未来のために、日本民族の良き伝統を活した保育を奨励する。日本国教育政策の核である。

第4条〔平和国家体制〕 日本国は国民経済を平和準備産業として再編・統合する。必要最小限の軍備を含む平和国家体制を創出する。日本国民のひとりひとりには実際の健康生活と平和社会への貢献競争をする。日本国民のひとりひとりには自立した現実的な思考と他との健康平和な対話を錬磨しより先進国民的になる。

世界全人民は健康生活を追求する権利において平等である。そのために学問・技能・規律・体力を錬磨する機会が満足にあたえられる必要がある。それが社会変革の目的であり、日本国教育省はそういう理想のもとに教育政策を具体化していく。

第5条〔政治内容〕 日本国政治の内容は統制から保護への順において以下である。すなわち、外交から内政へ。統治から行政へ。政治的活動から経済的活動へ。経済政策から社会政策へ。財政政策・金融政策などから公共土木事業・国有化政策などへ。労働政策から社会保障政策へ。教育政策から宗教政策へ。

外交は軍事・外交・通商貿易であり、内政はそれ以外である。統治は軍事・外交・治安警察・通商貿易・金融政策であり、行政はそれ以外である。

第6条〔道徳・国家論・伝統・原点〕 日本国は大日本帝国の国体論教育に含まれていた誤りを修正し、平和準備産業用の現実論道徳を奨励する。日本国は世界の政治学伝統に恥じない国家論の高等教育を奨励する。日本国は縄文時代から現在までの日本民族の思考伝統・情感伝統・情感伝統・生体伝統の実際を反省することを奨励する。さらに孔子個人とシヤカ個人という原点を追究することを奨励する。

第7条〔政治の簡潔化〕 日本国は政治を簡潔低費用にしていくなため、現実論としての健康平和運動を奨励する。それにより、日本国政治の内容のより保護的部分から先にしだいしだいに民営化していく。

第8条〔人権〕 日本国民は、実際の健康生活と平和社会に貢献するという方向であれば、労働運動を含む経済・社会的活動も、政治的活動も、思想・信仰と言論・表現活動も、自由である。そして日本国民は、日本民族に遺る諸集団の擬制家族的な統制と弱小他集団の差別をしだいしだいに克服していく。弱小他民族の差別もしだいしだいに克服していく。日本国は、

人間関係の原点として、日本民族の健康平和な恋愛の表象の優秀な芸術表現を奨励する。日本国は、美しい日本語の初等教育と実用的な数学の初等教育を奨励する。日本国は何らかの勢力が不正な情報使用により国民の私生活に侵害することのないよう国民を保護する。裁判所や報道機関は犯罪被害者の健康生活の保護に配慮する。

第9条〔わかりやすい法律へ〕日本国民は、国民の立法権の代理人である諸政党が、すなわち統制的党派と行政的党派が、明治維新以降の法律と司法の伝統を現実論化していくよう、そして日本国民にわかりやすい法律と裁判の日本語にしていこう、質問し、意見する。

第10条〔所有権〕日本国は国民または任意団体または法人が所有する土地と生産物と現金・預金・各種証券と知的所有権が侵害されないよう保護する。国民・法人はお互いの所有権の健康平和利用について批評しあうことができる。

第11条〔国家権力〕日本国の元首は内閣総理大臣であり、日本国大統領は外政のうちの外交権力の一翼のみをになう。日本国の国家権力は、外政力を高め、内政を貫徹するため、以下のように構成する。まず、国家権力のうち統治権力は中央政府が保持し行政権力はできる限り江戸時代の藩の領域の地方行政庁へもどしていく。国民の立法権を代理する国会は統制院と行政院により構成する。統制院の比較多数党の党首がそのまま執行権を指導する内閣総理大臣となる。内閣総理大臣は軍事・外交・治安警察・通商貿易・金融政策と行政警察・行政経済政策・社会政策と教育政策・宗教政策と地方行政庁指導という執行のため各省庁大臣を任免し指導する。各省庁大臣は官僚の業務伝統に配慮しつつ官僚を必要最小限において任免し指導する。

第12条〔緊急・条約・軍事・宗教〕内閣総理大臣は緊急統治権をもつ。すなわち国会決議が必要であるがその時間がないと判断した統治活動につき、内閣総理大臣ひとりの決断により統治活動する。内閣総理大臣は緊急統治権を行使したのち統制院による承認決議を必要とする。不承認の場合は統制院が善後策を決議する。

外政における条約締結は事前に国会が条約案を承認することを原則とする。外政の必要上国会承認が事後となった場合、国会は両院決議により

政府に条約修正を勧告することもできる。

軍事省は平時に軍備し有事に武力使用を指導する。平時の軍備の一環として、行政警察・治安警察とも協同し、国民に現実論としての精神安定法・武道・警備・軍備を教育する。国民の健康平和運動を防衛する戦略・戦術には麻薬やテロに対する防衛が含まれ行政警察・治安警察とも協同する。日本国軍は軍事省という軍事権力の一翼であり、有事に自ら戦闘するとともに必要最小限に国民を武力組織する戦闘指導機関である。国民には参政する権利があるとともに国家軍事に協同する義務がある。軍事省が指導する軍備・戦略・戦術・戦闘について国民は質問し、意見することができ。軍事大臣は日本国軍司令官を任免し指導する。日本国軍司令官は軍人の訓練伝統に配慮しつつ軍人を必要最小限において任免し指導する。

外政における武力使用は最後の手段であり統治院決議を必要とする。ただし、内閣総理大臣の緊急統治権として武力使用することもできる。日本国は日本国あるいは他国家の武力使用により死亡した敵・味方の軍人・非軍人にお詫びする記念堂をデザインし建築する。そのデザインは特定の宗教色に偏らない。

宗教省は以下のような宗教政策を行う。すなわち日本国民が世界の呪術・宗教伝統を反省し平和準備産業用の現実論道徳を推進できるよう、情報を整理し公開する。それを通して大日本帝国の国体論教育に含まれていた誤りを修正していく。

第13条「国民と良い政策」

日本国は日本民族に限らず一定の条件を満たす人民を日本国民と認定し登録する。それとともに健康平和な家族ないし夫婦が増えるよう日本民族の家族伝統を踏えた家族法を制定する。

一定年齢以上の日本国民は全員、国民投票権をもつ。国民投票による信任・承認は有権者の過半数の賛成を必要とする。

一定年齢以上の日本国民は全員、国会の統治院・行政院の選挙権・被選挙権をもつ。

インターネットと放送と各種表現形式による出版・広告を通して日本国民の認識と世論に健康平和な外政観・統治観が育つよう日本国民は工夫する。ただの政治俳優にだまされない。日本国民の立法権の代理である諸政党は日本民族に遺る部族風協議に停滞するよりも新時代を切り拓く正解政策を創造する人格の発見と育成に努める。政党は物取り集団ではない。

地方行政庁においても国会の行政院においても良い行政政策を発想するためには衆知を情念融和により編成した上において全体的に評価し採決す

る。国会の統治院において良い統治政策を発想するためには現実論としての国家論に学び情勢の矛盾を解決する論理を発見して法案化し採決する。

統治院は統治活動について討論し議決するのみでなく、行政活動についても統治の立場から討論し議決する。行政院は行政活動について討論し議決するのみでなく、統治活動についても行政の立場から討論し議決する。

統治院・行政院とも決議は定員の過半数の賛成を必要とする。条約案の承認や法案の成立は両院決議を必要とする。条約案や法案に關し統治院決議と行政院決議が対立するときは、法定の両院協議会において矛盾を解決し修正案を両院に提出する。

第14条〔世界と地方〕国民は統治院選挙は長期的世界的統治を意識して投票する。行政院選挙は短期的地方的行政を意識して投票する。すなわち世界的に考え地方的に行動するということである。

論理的質的な統治院選挙は小選挙区制を重視し調整的量的な行政院選挙は比例代表制を重視する。統治院・行政院の選挙が思索的になり低費用になり平等になり有権者が自立して投票するよう日本国民は工夫する。

第15条〔工夫と納税〕日本国は一定の条件を満す団体を日本国の法人と認定し登録する。日本国の国民と法人は日本国政治が最高品質最低費用になるよう工夫する。日本国の国民と法人は法定の税金を納める。

第16条〔国会と内閣総理大臣〕国会は統治院・行政院とも議員の健康生活と立法準備と選挙準備に配慮しつつも年中無休二十四時間体制とする。変革の時代を賢く切り抜けるためである。立法の可能性を追求する国会議員は国会内の言論も採決も自由である。ただし、国民・法人の名誉や私的活動を傷つけないように配慮する。

統治院議員の任期は六年、行政院議員の任期は四年であり、死亡による以外任期内に資格が消滅することはない。死亡議員の代りに補選された議員は死亡議員の任期内のみ資格をもつ。統治院は三年ごとに半数を改選する。行政院は二年ごとに半数を改選する。

内閣総理大臣は統治院半数改選時点の比較多数党を確認しその党首がそのまま就任する。内閣総理大臣すなわち統治院比較多数党党首は国会議員である必要はない。その党が党首を交代した場合内閣総理大臣も新党首へ交代する。またその党は内閣総理大臣が死亡した場合に備え党首交代候補をあらかじめ内定しておく。

第17条〔統治領域内外〕日本国は、日本国統治領域外に滞在している日本国民の健康生活を保護する外政を行う。日本国は、日本国統治領域内に滞在している他国家国民・人民を臨時日本国民とし日本国民に準ずる統制・保護を行う。

第18条〔国民と政府〕日本国民は日本国政治の主体である。日本国新憲法条文をくりかえし声に出して読み、ペンにて書き写し、意味を学び、日本国政治を適正に評価する。

国会議員は国民の立法権の代理人であり、官僚・軍人は内閣総理大臣および各省庁大臣が指導する執行権の使用人である。この代理人と各大臣との使用人は日本民族的な統治・行政道という技能の創出と使用の模範をめぐす。官僚・軍人は法定の試験に合格することが必要である。

政府は内閣と軍事省・外交省・治安警察省・通商貿易省・金融省・行政警察省・行政経済省・社会省・教育省・宗教省・地方行政省へ整理されることが望ましい。過渡期においては臨時の庁も設ける。

各省庁からの外政のための情報は外交省に集、中し内政のための情報は治安警察省に集、中し両者を内閣に集、中する。

閣議は内閣総理大臣・内閣事務大臣・日本国大統領・各省庁大臣により構成する。

政府は執行権にともない政令伝統として記録される細部立法権をもつ。国会は政府の活動を適正に評価する。政府は政府の活動を国会に対して説明する義務がある。国会は両院決議により内閣総理大臣交代を勧告することができる。

第19条〔司法権〕司法権は国民の活動と日本国政治の立法過程・執行過程が憲法・法律に正しく服従しているかどうか、監視し、違法行為について審査し法定の処罰をする。ただし、国家は警察力・軍事力を不法に行使してはならない。司法権をになう中心は法定の裁判所であるとともに、国民・国会・政府・各地方行政庁も法律にもとづき司法権あるいはその前段階の相互評価を分担する。最高裁判所長官の交代は統治院の承認決議により成立する。統治院は法律にもとづき裁判官を弾劾することができる。

政府は政府の執行過程を自主司法する政府内司法として司法省を設ける。司法大臣は内閣総理大臣が任免する。

国民が政府・各地方行政庁の執行過程を司法するため国民の司法権の代理人制度を法律に定める。

社会の変化に対応していないと国民が思う法律がある場合、その法律にもとづく司法に対し、国民は質問し、意見し、法律修正という立法を要請することができる。ただし、国会において修正されるまでは修正前の法律に活動を服従させなければならない。

第20条〔健康生活配給〕行政経済省は金融省と協同し国家権力の毎年度予算案を作成し閣議の了承を経て国会に提出する。予算案はまず統治院が討論し修正し決議する。次に行政院が討論し修正し決議する。最後に再び統治院が討論し修正し決議して成立する。

通商貿易省と金融省は国際的に円という現金・預金が信用して使用されるようにする。日本国は世界の金融縮小を仲介する金融縮小仲介国家をもめざす。

社会省は労働運動を統制・保護するとともに脱国家権力の健康平和運動と協同し国民の健康生活を保護する。社会省は国民の休養と労働と技能発達の健康化をめざす。

地方行政省は各地方行政庁を指導する。弥生時代のクニと江戸時代の藩とこれからのチエーンストア・ショッピングセンターの矛盾を解決していく。また、縄文時代からの部族・民族交流に配慮する。各地方行政庁の首長はその行政領域内において公選する。各地方行政庁の政治形態は領域内国民の健康生活の保護とその地方の伝統と未来に配慮して自由に創造する。各地方行政庁の条例は日本国の憲法・法律に違反してはならないが、その地方の方言で書いてもよい。

国家権力の毎年度決算は行政経済省が統治院に提出し、統治院付属の法定の会計監査院が厳正に監査する。統治院は予算以下の支出による政治目的達成の称賛と次年度以降予算案への要請を決議し行政経済省に報告する。

行政経済省は国家権力の貸借対照表と毎年度予算・決算を国民にわかりやすく公開する。

第21条〔新国体論〕立法権・執行権・司法権のより具体的な規定については法律に定める。

国民が日本国政治の立法過程・執行過程・司法過程を監察できるよう、日本国は必要・可能な情報公開をする。

日本国は米軍と協同しつつ日本国統治が独立し正直な民主制政治を確立する。統治と行政と脱国家権力の健康平和運動が協同する。

日本国新憲法条文は政治と国家の内容がわかりやすい日本語作品である。日本国新憲法は連合国からいただいた日本国憲法の封印でありそれからの卒業である。日本国民は日本国新憲法が正解憲法であり続けるため社会の変化に対応した修正を行う。修正案は国会両院が決議したのち国民投票により承認される。なおその時点の日本国新憲法に違反する立法はできない。日本国新憲法は日本国の現実論として修正発言可能な一体感を保証する。この一体感という制度的思想はいわば民主的の新興国論である。国民の健康平和意欲を立法化する正直な法治国家の集団力である。

日本国新憲法のもと日本国民が愛したくなる政治家・官僚・軍人・法律家が増えるよう日本国民は工夫する。日本国は健康平和な国家と政治の最先端が美しく華ひらくようにする。正解憲法を立て平安な国家を新設する。二十一世紀立正安国である。そして遠い未来の諸民族調和および国家の相互解消へ向け日本国民は立法精神と司法精神を磨いていく。それは世界の相互武力縮小の道である。

第22条「要約」以上を要約して綴る。日本国は「儀礼大統領」を顔として「健康平和軍備」する。「保育」を起点とする「平和国家体制」である。「政治内容」を意識し「道徳・国家論・伝統・原点」を意識し「政治の簡潔化」をめざす。「人権」のもと「わかりやすい法律」計画し「所有権」を保護する。「国家権力」を明確に規定し「緊急・条約・軍事・宗教」を明確に規定する。「国民と良い政策」の関係を考え「世界と地方」を考え「工夫と納税」を行う。「国会と内閣総理大臣」について明確にし「統治領域内外」について明確にし「国民と政府」について明確にし「司法権」について明確にし「健康生活配給」する。「新興国論」の開始である。

第23条「誓い」以上を詩として要約し日本国民は誓う。

日本の民健康平和英雄に。
官僚なおもて良い発想いわんや国民をや。
南無日本国新憲法。

〈変革の要点〉

①「健康平和主義」欧米の政教分離は、教会権力が諸国家権力に干渉することの不都合を拒否しました。専制国家を宗教的に正当化すること、特定宗教が国民の政治的経済的自由を制約することを否定しました。政治権力・軍事権力・経済権力により特定宗教を強制することを否定しました。日本民族と東アジア諸民族の呪術・宗教伝統を踏え、現実論としての健康平和運動を發達させ、欧米の政教分離原則に恥じない日本国を創造していく。共産主義でもなく、軍国主義でもなく、世界資本主義をしいだいに修正していく、健康平和主義。そういう方向の正解憲法を追究しました。

②「健康平和おふたりの人格制」今の象徴天皇制には、文化継承の問題と、日本国儀礼外交の問題と、民主制国家の問題とが含まれ、それらの区別と連関について論理的に解決する必要があります。これらをあいまいにしたままであるのはGHQの占領統治としての身勝手な意志でもありました。

国家という制度はそもそも、人間社会の闘争社会時代の必要悪です。一方、天皇家の起源を現実論として調査・推理していくと、太古の世界共通の文化と深くかかわっていることがわかります。ということは、天皇家による文化継承を未来の諸民族調和への象徴とすることができます。

今の皇室のご苦悩の本質は、次の矛盾ではないでしょうか。すなわち、世界最大の債権国として正直な民主制国家への希望があり、格調高い儀礼外交の必要もあり、しかし、国家という必要悪とは別に、諸民族調和のための文化継承・家族継承が必須である。

明治維新において近代的諸国家に対抗するため宗教権威・政治権力・軍事権力を統合した無理から、結果として、昭和天皇が太平洋戦争敗戦という壮大な悲劇の名目的責任者となりました。

諸民族調和のための文化継承・家族継承は、あえて脱国家権力の特定技能継承家族権力とし、前文において規定する。必要悪の国家の遠い未来へ向けての相互解消を祈る儀礼大統領制度を新設し、第1条において規定する。儀礼大統領は国民投票により信任される日本国の顔であるとともに、必要悪の国家権力としては、外政のうちの外交権の一翼のみであり、必要悪の日本国元首（執行権の最高責任者）は内閣総理大臣であることを、第11条に明記する。

過去の極東的専制国家の名目的王権から、正直な民主制国家のうちの、特定技能継承家族権力と外交権力一翼への分化・成長という、実的な問題解決方法の提案でございます。今の皇室のうちあえておふたりの人格に、祖先追想道家元と日本国大統領を役割分担していただくという、ご苦悩の解消でございます。また、皇室の方々にも国民にある人権を共有していただき、家元も大統領もそれぞれの姓をもたれてはいかがでしょうか。

もちろん、皇室の方々の正直なお気持が最優先でございますが、何よりも日本国民は、皇室という日本民族の家族の象徴の円満解決こそが、希望への道です。なお、日本国民の文化的一体感の一助たる栄典に関しては、対象者を教育省が選定し、儀式として、祖先追想道家元から授与していただくと、法律に定めてはいかがでしょうか。

③「健康平和軍備」理性的な社会は国民・人民が政治・経済・社会・技能・技術の正解

者を発見し応援し修正発言する社会です。健康平和軍備は可能であり必要であるという日本国民の想いが育つよう本格的な政治と国家の制度を考案いたしました。欧米諸民族の国家・政治伝統と日本民族の国家・政治伝統の区別と連関を解明し、現時点における実際的な調和を論理的に創造しました。ともかくにも、日本国新憲法はヒロシマ、ナガサキへの被爆とGHQの占領統治に対応する数十年後の芸術的な回答でありたいです。数十年間の誠実な思索の成果でありたいです。世界最大の債権国としての美しい作品でありたいです。納税者としての発言でありたいです。その骨格はJOMONあかでみい校長・山田 学まなぶからの直言ちよくげんでもあります。正直な独創です。いわば健康平和立国山田直言です。JOMONあかでみいは最高品質最低費用の健康平和手段をご提供していきます。日本国は諸民族に最高品質最低価格の健康平和観光をご提供することが精神的にも物質的にも利益です。

健康平和な実際的な最先端憲法なくして健康平和な実際的な最先端政治運動はありません。今の日本国憲法は大日本帝国憲法に比べれば驚くほど国民国家的でした。〈国民国家―資本制社会〉を批判するのはずの日本共産党までが一定の歓迎をしたほどです。しかし結果として、GHQの占領統治の意志を数十年間にわたり安定させるものでした。たとえば東京大学の法学部や医学部に合格することを理想とする受験教育は、結果として、そういうGHQの意志の安定に貢献するものではなかったでしょうか。起草責任者の山田 学はさまざまな運命や偶然も重なり一九八一年東京大学工学部中退が最終学校歴です。そういう学校歴の人間として深くそういう疑問があります。山田は東京大学中退後、独学で新しい学問の構築を決意し、鎌倉・横浜にて長く鍛練してきました。いずれにせよ、日本語伝統として美しくはない、今の日本国憲法よりさらに健康平和な実際的な潔い最先端憲法が必須です。日本民族の諸家族はUSAのような殺風景にはもう耐えられません。

日本国はUSAに病的戦争服従し続けますか？ それとも日本国はUSAから健康平和独立して行きますか？ そして健康平和に生きますか？

最近の米軍再編と戦後の日本体制（天皇制・官僚制・東京大学法学部・新興宗教など）の矛盾を健康平和に解決するのはあえて正直な民主制国家の新設以外にありません。その新国家観がそのまま国民への良質な教育ともなります。また、資本制社会の問題を解決することは、人民の健康生活を保護することであり、正直な民主制政治を確立していくことであり、今のロシア・中国・北朝鮮の体制に追隨することではありません。そういう問題解決にかかわらず、あえて日本列島の一部あるいは全部が北朝鮮か中国かロシアに占領されることを望んでいる日本国民がもしもいるとすれば、それはまた別問題です。山田は同意しません。

日本国新憲法は、黒船来航以来百五十年あまり、わけもわからず世界史にひっぱり出された日本民族の、こころの洗濯であり、法律ジャンглの解体再編基準でありたいです。国会の心機一転です。日本国民の連帯を保証する新憲法とそれにもとづく条約や法律を構築していきましょう。

日本民族はタテマエとホンネがわかれていると演歌のように嘆いてみせるのではなく、人民として国家として必要なホンネを新憲法の条文化する運動こそ欧米に恥じないまともな先進国民への道です。欧米の諸憲法の形式というタテマエにあえてとらわ

れない、さりげなく大切な内容をちりばめる、ホンネの問題解決法の日本国新憲法の確立こそ急務です。欧米人は日本人を利用することこそあれ、日本人・日本国の生き方を教えてくれません。日本民族のわかりやすい正直な法治国家の開始です。人格の高い武道の名人のような決して暴走しない日本国軍の創設です。軍備の問題は人格の問題であり、世界に誇りうる人格を磨く問題です。

二十一世紀のわれわれは剣よりもペンと発声を重視しますが、日本国新憲法は、十六世紀の新発想の織田信長のように新しい時代を切り拓くことができるでしょうか。日本民族はそろそろ、健康平和政治の季節です。所得倍増の季節は終わりました。未来が流動的な商工自営業者や農民こそ広い視野の政策を意識する必要があります。軍事環境を考えると日本列島はすでに危険地帯であり、自衛隊はすでに危険地帯にあります。健康平和な日米安全保障条約改正と日本国軍備法制定が急務です。

もつとも危険なことは、夢想のタテマエに隠れ思いつきの官僚・軍人・マスコミがなしくずしに暴走することです。そしてまず着手すべきことは、もともと外政が苦手な日本民族が着々と外政の世界水準の専門家を育てていくことです。実際の国家規範としてあいまいさを含む現行憲法の文言にとらわれることは、実はかえって健康平和精神を傷つけやすいです。この数十年間の政府によるなしくずしの憲法解釈は、何よりも、世界に誇りうる外政の大前提たる、論理的な日本語の可能性に対する侮辱です。

日本国軍は良いか悪いかという視野の狭い討論は無意味です。世界の相互武力縮小という外政方針を明確にした上において〈民主的法治の必要最小限日本国軍〉へ自衛隊をリエンジニアリングするべきなのです。そういう意味において自衛隊と自民党の現状を否定します。

目的は軍事が外交・通商貿易と協同し世界の相互武力縮小という外政を最高品質最低費用最少殺傷において実現し続けることです。その際、侵略か自衛か、集団的自衛か個別的自衛か、線引きしようとするのは、自信のないあるいはうしろめたい外政における自国正当化と他国批判の理屈にすぎず、生命賭けの軍事の現場においてはむしろ無益有害な理屈です。軍事は防衛と攻撃の統一です。

台湾や沖縄めぐり米中の意図は対立しやすい。そもそも、USAや中華人民共和国など他国家の武力拡大を抑止し相互武力縮小の道を開拓する前向きな日本国外政こそが、ほんものの健康平和精神であり、その際、優秀な抑止力として一定の日本国軍備が必須であるというのが、悲しいかな、今の人間社会の厳しい現実なのです。世界における相互武力拡大を嘆いているのみであるとしたら、平和運動というものは、ただのむなしのお祭りです。また、武力による階級闘争は誤りです。

日本国は今、百年以上前の伊藤博文や山県有朋の独創を超える独創が、客観的に要請されています。日本国新憲法は、今のマスコミにありそうでない、政治本質論の解説でありたいです。慈雨のような甘露のような生活現場を改善する政治本質論の教養でありたいです。黒船来航以来の日本民族の大団円につながる発声でありたいです。なお、「慈雨」「甘露」「大団円」という表現は吉本ばなさんの小説『アムリタ』に山田なりに学びました。

④〔註解〕

第3条「日本民族の良き伝統を活した保育」 吉本隆明氏が『詩人・評論家・作家のための言語論』（メタローグ一九九九年）という著作の三二〜七三頁において母子関係について指摘していて、とくに六一頁において「よい母親のばあいをいえば、日本型の育て方は情操がたっぷりしてたぶん人類の理想的な育て方です。」と指摘しているのを意識しています。

第4条「平和国家体制」 ヒットラーのファシズムが軍事国家体制を企画したのに対して、山田 学は平和国家体制を企画します。

第6条「シヤカ」 シヤカは中国人でないからカタカナで書きます。

第11条「国家権力」 特殊な規範。他国家に働きかけるとともに国民を統制・保護している、軍備・警備を背景とした規範。そういう規範を国民あるいは国民の代理人が立法し司法すればよろしい。

第13条「家族法」 女性と男性は生理的に対等であるとともに、対人たいじんのどちらかが道徳運営する家族権力は必要です。家族権力とは家族を道徳運営している規範のことです。

「部族風協議」 いわゆる談合。

「新時代を切り拓く正解政策」 政治には国家間の現実をも国民の生活現場の現実をも反映させる必要があります。前者のためには外政・統治の専門家が必要であり、後者のためには生活現場を健康化していく専門家が必要です。国民がそういう専門家をどう発見し、国会でどう活動してもらうか。これが選挙の改善の本質です。

「衆知を情念融和により編成した上において全体的に評価し採決する。」 川喜田二郎氏が『KJ法』（中央公論社一九八六年）という著作のIX「会議討論法」2「加乗減除のプロセスが大筋」において指摘している方法を意識しています。たす（衆知を）かける（情念融和により編成）ひく（全体的に評価）わる（採決する）という方法です。日本民族的な手段総合の創造性を政治に使用する道ですが、ただし、調整的量的な行政政策の発想のみに向いています。論理的質的な統治政策の発想は現実論としての国家論の情勢的な具体化としての目的分析の創造性こそが新たに必須です。

第16条「年中無休二十四時間体制」 コンビニの販売活動の社会発達に負けない立法活動にする。

第20条「クニ」 寺沢 薫氏が『日本の歴史第02巻王権誕生』（講談社二〇〇〇年）という著作（とくにその一四〇頁）において規定している用語を採用しました。「クニ」は弥生時代における大共同体であり、律令制の「郡」や、今も残る「郡」の範囲とほとんど重なり合います。日本民族における部族国家の起源です。

第21条「日本国は米軍と協同しつつ」 前文の「先進国と後進国の均衡を仲介する。」という立場を良しとする限り、米軍に逆うことは得策ではなく、日本国軍を必要最小限にする道でもあります。ファシズム・軍国主義を阻止することは当然のことであり、第21条の末尾に「それは世界の相互武力縮小の道である。」と明記しました。

第23条「官僚なおもて」 金融敗戦により自信を失った官僚諸氏に対し国民の新発想が活路を切り拓くということです。

⑤「変革のため参照した著作」起草にあたり以下の著作を参照しました。今の社会情勢において理想を実現する日本民族的な目的分析⇨変革のためです。ただし、起草に関してこれらの著者に事前に相談してはいけません。官僚的な規制としての国家規範から達成可能な夢としての国家規範⇨という変革を研究しました。

滝村隆一『国家論大綱 第一巻 上・下』（勁草書房二〇〇三年）⇨現実論としての国家論

滝村隆一『ニッポン政治の解体学』（時事通信社一九九六年）⇨日本政治批評

金子仁洋『政官攻防史』（文春新書一九九九年）⇨日本政治の民主化の調査

吉川元忠『マネー敗戦』（文春新書一九九八年）⇨金融敗戦の事実の調査

齋藤守弘（超歴史学研究会理事長・神奈川歴史研究会副会長）・各種研究発表会レジュメ（未出版）⇨天皇家の起源の調査・推理

吉田 孝『歴史のなかの天皇』（岩波新書二〇〇六年）⇨天皇家の伝統の調査

南郷継正『武道とは何か武道綱要』（三一書房一九七七年）⇨武道理論

東京新聞政治部編『いま知りたい日本国憲法』（講談社二〇〇五年）⇨現行憲法の反省

⑥「結語」国家は必要悪であり、とくにその警備・軍備が現実論として必要最小限であるかどうか、国民監視する民主的法治国家の日本語発声を確立する。そして諸民族調和という未来へ向け祖先追想道家元と日本国大統領を設ける。国家権力の予算・決算を健康平和化していく。以上の変革を提案申し上げます。現行憲法より優れた健康平和精神を護るためにこそあえて憲法全文を綴り直します。日本国民は健康平和な現実的な外政・統治観を創造していきましょう。武力縮小仲介国家という世界に誇りうる制度を構築していきましょう。日本国という世界最大の債権国は、衣食足りて礼節を知るというコトワザを、今こそ実践しましょう。新しい国民生活を提案いたします。

二〇〇六年八月十五日61年目の敗戦を教訓とする日に

起草責任者／JOMONあかでみい校長・山田 学◎